

## 加西市企業立地促進優遇制度のご案内

加西市では、市内への企業誘致や市内中小企業の振興を促進するために、市内に進出等をしていただける企業の皆様や事業拡張をしていただける既に市内で事業実施されている企業の皆様を支援するために、多様な優遇制度を設けております。是非ともご活用ください。

＼令和7年4月に制度拡充しました／

### 加西市産業振興促進奨励金制度

#### (1) 適用要件

##### ① 対象業種（※日本標準産業分類の区分による）

製造業の全業種、運輸・郵便業のうち道路貨物運送業、大規模農業施設を営む農業者、宿泊業、卸売業・小売業のうち小売業の全業種。

##### ② 基準投資額

操業年の12月末までに、以下のいずれかの投資（課税標準額）を実施した事業所

- ・進出、新設事業所／1億円以上投資をした事業所
- ・拡張事業所／5千万円以上投資をした事業所

##### ③ 指定の回数

1事業所につき2回限り（※要件によっては3回限り）

#### (2) 奨励金の内容

内 容	適用期間
特定した投資額（操業年の12月末までの投資額・課税標準額）に 対して賦課される固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額	5年間
水道料金相当額の1/2の額	10年間

### 固定資産税の課税免除制度

#### (1) 適用要件

下記要件をすべて満たす事業者であること

- ① 地域未来投資促進法第4条第6項の規定による同意を受けた「兵庫県加西市地域の基本計画」で指定する地域経済牽引事業であること
- ② 地域未来投資促進法第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画の承認を県知事より受け、国から事業の先進性の確認を得たもの
- ③ 土地、家屋、構築物の合計取得額が1億円を超えるもの

#### (2) 優遇内容 固定資産税（土地、家屋、構築物）の課税免除

#### (3) 適用期間 3年度間

奨励金と課税免除の併用可能！！

## 固定資産税の不均一課税

企業が地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けて、東京 23 区にある本社機能等の地方移転や地方における本社機能の拡充を目的として改正された地域再生法に基づき、加西市においても本社機能等の誘致・強化を促進するために固定資産税の不均一課税を行います。

### (1) 適用要件

地方活力向上地域において本社機能（特定業務施設）を整備する事業者であること  
※特定業務施設（本社機能）…「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所をいう。

### (2) 優遇内容（不均一課税の税率）

	現行	移転型	拡充型
1年目	1. 4%	0. 14%	0. 14%
2年目	1. 4%	0. 35%	0. 467%
3年目	1. 4%	0. 7%	0. 933%

【移転型】東京 23 区からの本社機能の移転

【拡充型】地方における本社機能の拡充

### (3) 適用期間 3年度間

## 加西市オフィス賃料補助制度

オフィスビル等への入居による本社機能立地や、事業所立地等を促進し、地域創生を推進するため、オフィスビル等への入居に係る賃借料に対して補助を行います。

### (1) 適用要件

市内のオフィスビル等の建物に賃貸借により入居し、立地促進事業等を行うもの

### (2) 補助内容

賃借料の1／4（限度額：月額750円／m<sup>2</sup>、100万円／年度）

### (3) 適用期間 3年間

【お問い合わせ先】 加西市役所産業部産業課

電話番号：0790-42-8740 FAX 番号：0790-43-1802

メールアドレス：sangyo@city.kasai.lg.jp